

## 質問書回答

2018年 9月 25日

「カメルーン国持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト」

(案件番号:180303 公示日:2018年9月12日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	P.6 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容、(1)業務全体に関する事項、4)機材調達に係る業務	PDM の Input の 2.Equipment and Materials の 2.1、また、RD Annex 4 の Division of the Cost of the Project には、それぞれ車両 (Vehicle(s)) の供与が含まれています。これは業務指示書に無いことから JICA 直接調達と理解しますが、いつ頃からの利用可能を想定すれば良いでしょうか？	JICA 調達になります。初回渡航を想定しております 2019 年 1 月より利用可能なよう、調整中です。
2	P.8 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務の内容、(2)成果ごとの活動、【成果 1 に係る活動】、4)ERS ガイドライン作成支援に関する活動。	PDM・PO(活動 1-5 他)には「ERS に関する WG」についての記述は見当たりませんが、同 WG の設置は先方政府の要望ないし既合意事項との前提良いでしょうか？	ERS に関連する業務をカメルーン側と協働で実施するにあたり、カメルーン側の特定のステークホルダーとの連携が必要であり、そういった観点から WG の設置を想定しております。先方政府との既合意事項です。
3	P.8 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務の内容、(2)成果ごとの活動、【成果 1 に係る活動】、7)JJ-Fast の活用・確認に関連する活動。	成果 1 は国レベルの活動として設定されています (PDM 他)。ここに「JJ-FAST に係る現地踏査も行い、結果を JJ-FAST にフィードバックする」、「JJ-FAST の運用を支援する」とありますが、以下についてご教示ください。  「JJ-FAST に係る現地踏査」で想定すべき地理的範囲と踏査箇所数の目安をご教示下さい。これにより想定	カメルーンにおける森林の主要な減少要因に農業のための土地利用改変があることから成果 3 にてパイロット活動を実施するエリアを現地踏査の対象として想定しています。 JJ-FAST のシステム自体については JJ-FAST 開発者が改良を行います。プロジェクトから

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>作業量とコストが影響されるため。 「～結果をJJ-FASTにフィードバックする」を踏まえて、違法伐採対策を念頭に「JJ-FASTの運用を支援する」とされています。すなわち、JJ-FAST 開発者側も本プロジェクトと連携して、同システムの森林減少地抽出閾値の改良等を行っていく予定、という前提で良いでしょうか？</p> <p>また、PDM(活動 1-7)には違法伐採対策 WG に関する記述は見られませんが、同WGの設置は先方政府の要望ないし既合意事項との前提で良いでしょうか？</p>	<p>はシステムの改善に資する現場からのフィードバックを想定しています。</p> <p>WG については、PO の 1-8-1、1-8-7 の観点で先方政府とは合意済みです。</p>
4	<p>P.13 第3 業務実施上の条件 5. 経費の見積もりについて</p>	<p>本業務のカウンターパートは R/D の Annex 5 で既定されており、Division of the Cost of the Project ではカウンターパートの国内の業務にかかる旅費(首都 中央州 視察地やパイロット活動地の移動等)は先方政府負担となっていますが、本見積には含める必要はないと考えて良いでしょうか？</p> <p>また、これらカウンターパート以外にも中央州パイロット活動実施では、州の下部行政機関も協力相手と予想されますが、これら機関の職員等については如何でしょうか？</p>	<p>カウンターパートの国内業務に係る旅費の積算は不要です。一方、地方政府に関しては必要性が鑑みられるため、本見積に ¥300,000 計上してください。</p>
5	<p>PO 活動 3-5-4. Apply to the external fund(s)</p>	<p>この活動が 2 年目と 4 年目の 2 回設定されているのはどのような意図でしょうか？</p>	<p>当初の想定では案件開始後 2 年をめどに成果 2 が達成されるため、そのタイミングで外部資金との整合性の確認、4 年目に本格的な外部資金獲得のための支援を行うということで設定しております。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
6	業務指示書P3 枠内の注6)	「通訳団員については、補強を認めます。」とありますが、通訳団員(日-仏)を入れてもよろしいでしょうか？	業務指示書 P12 の「業務従事者の構成(案)のとおり、通訳団員の配置は想定しておりませんが、提案は可能です。
7	業務指示書P4 評価対象業務従事者の「語学力」	語学力は「英語」となっていますが、カメルーンでは仏語は公用語であり、一般的に調整会議やWGは仏語中心に行われ、本件の業務上、その協議の中でタイムリーかつ的確に仏語で発言することが必要であることや、本件の成果品が英語ではなく仏語であることを鑑み、「仏語」も評価の対象となると考えてよろしいでしょうか？	「語学力」の評価対象言語は英語ですが、仏語能力については「その他学位、資格等」において加点対象とさせていただきます。
8	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 P2 (8)協力期間 2019年1月～2024年1月	【第3 業務実施上の条件】 P12の【第3 業務実施上の条件】「1.業務行程」では、「2018年11月に開始し、約64ヶ月後の終了を目処とする。」とありますが、開始年月はどちらが正しいのでしょうか？	R/D 上、本プロジェクトは最初の専門家の到着後5年間(60か月)としており、その時期を2019年1月と想定しております。事前の準備期間およびプロジェクト終了後の整理期間として前後に2か月を確保し、業務行程は64か月としております。
9	配布資料1-1「詳細計画策定調査結果」の別紙2	詳細計画策定調査結果の別紙2「コンセプトノート」が添付されていませんが、共有していただくことはできないでしょうか？	追加資料として配布させていただきます。
10	業務指示書P.13【第3 業務実施上の条件】5.経費の見積りについて(2)機材調達	本業務においては、「第2 業務の目的・内容に関する事項6.(1)6)」に記載の機材を契約に含めて調達予定であり、と指示されていますが、これは「第2 業務の目的・内容に関する事項6.(1)4)」でしょうか。	ご指摘の通り、「第2 業務の目的・内容に関する事項 6.(1)4)」に改めます。
11	P2「(8)協力期間 2019年1月…」 P12「1.業務工程 本件に係る業務行程は2018年11月	正確な業務の期間は2019年1月からでしょうか、それとも2018年11月からでしょうか？	R/D 上、本プロジェクトは最初の専門家の到着後5年間としており、その時期を2019年1月と想定しております。事前の準備期間として業務工程は2018年11月開始としております。

通番	当該頁項目	質問	回答
	に開始し、…」		
12	P5「(5)プロジェクト実施体制…なお、コンサルタントの現地不在機関にも REDD+の動向を適切に把握できる現地スタッフを備上し、…」	現地スタッフ候補となる人材の中には GIZ や WB での活動経験があるレベルの高い人材もおります。能力の高いコンサルを備上することで、より多くの情報を得て、日本人不在時の適切なフォローも可能となりますが、その場合国際機関での実績のある人材は価格も大きく異なります。どのレベルのコンサルをどの程度備上するかは、貴機構との相談も必要であると考えているため、見積もり計上額をご提示いただくか、別見積もりで計上させていただきたく存じます。	本見積もりにて計上してください。
13	P10「エ)業務完了報告書 各期契約終了時 各和文:3部 各 CD-R:3枚	業務完了報告書の提出に仏語は必要無いのでしょうか？	業務完了報告書は JICA に提出いただくもののため、仏語版は不要です。カメルーン政府へ提出する案件終了時の報告書は 7.(1)ウ)モニタリングシートに記載の Completion Report となります。
14	P6「3)モニタリング 本業務においては JICA が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」(貸与資料)に基づき…」	貸与資料の中に本資料は含まれていません。最新版の技術協力等モニタリング執務要領を配布いただけるでしょうか。	「技術協力等モニタリング執務要領」(貸与資料)は案件実施の際の貸与資料の想定で、公示時の貸与資料としておりません。
15	P12「3.相手国の便宜供与 R/D 及び M/M を参照。」	R/D に日本側の Input として、Vehicle(s)と記載があるが、具体的に何台の予定でしょうか	1台の予定です。

以上